

府省庁名：経済産業省

局・課名：商務・サービス G 消費・流通政策課

意見	別添 2 法令条項別事務一覧 別表第 1-2 (指定都市) シート中の大規模小売店舗立地法の条項及び事務内容について、以下のとおり修正・追記あり。(修正：赤字見え消し、追記：赤字)
----	--

大規模小売店舗立地法	第 6 条第 3 項	大規模小売店舗の変更に関する届出を 公告・縦覧 に供すこと	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 6 条第 5 項	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計を基準面積以下とする場合 の届出の受理	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 6 条第 6 項	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計を基準面積以下とする場合 の届出の受理の公告	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 7 条第 3 項	大規模小売店舗の新設等の届出をした者による説明会実施に当たっての意見聴取に応ずること	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 8 条第 1 項	大規模小売店の新設に係る市町村への 通知及び意見聴取	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 8 条第 2 項	市町村の区域内の居住者や事業者からの意見聴取	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 8 条第 3 項	市町村から聴取した意見の 公告・縦覧 に供すこと	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 8 条第 4 項	届出をした者に対する意見を書面により陳述すること 及び都道府県からの意見がない場合の通知	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 8 条第 6 項	届出をした者に対する意見を公告し、 縦覧 に供すること	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 8 条第 7 項	届出をした者による変更等の通知の受理	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 8 条第 8 項	法第 8 条第 7 項の届出の概要等の 法公告 及び 縦覧	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 9 条第 1 項	市町村に対する意見の照会及び届出をした者に対する勧告	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 9 条第 3 項	市町村に対する勧告の通知及び届出をした者に対する勧告の内容の公告	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 9 条第 4 項	勧告を踏まえた変更に係る届出の受理	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 9 条第 5 項	法第 9 条第 4 項の届出の概要等の 法公告 及び 縦覧	指定都市	都

大規模小売店舗立地法	第 9 条第 7 項	届出をした者が勧告に従わなかった旨の公表	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 11 条第 3 項	届出をした者の地位を承継した者による届出の受理	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 12 条	関係行政機関、関係地方公共団体への協力要請	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 14 条第 1 項	大規模小売店舗を設置する者からの報告徴収	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	第 14 条第 2 項	大規模小売店舗において小売業を行う者からの参考意見の徴収	指定都市	都
大規模小売店舗立地法	附則第 5 条第 1 項	法施行時に現に店舗を設置している者の変更の届出の受理	指定都市	都